

令和 8 年第 3 回（ 9 月） 定例市議会説明資料

1	議案第 5 2 号 安中市監査委員条例等の一部改正について		1
2	議案第 5 3 号 安中市事務分掌条例の一部改正について		3
3	議案第 5 4 号 安中市市税条例の一部改正について		5
4	議案第 5 5 号 安中市都市計画税条例の一部改正について		1 4
5	議案第 5 6 号 安中市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例 に関する条例の一部改正について		1 5
6	議案第 5 7 号 安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について		1 7
7	議案第 5 8 号 安中市印鑑条例の一部改正について		1 9
8	議案第 5 9 号 安中市市営住宅等設置条例の一部改正について		2 0
9	議案第 6 0 号 安中市立碓氷病院使用料及び手数料条例の一部改正につい て		2 1
1 0	議案第 6 1 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部改正について		2 2

安中市監査委員条例等の一部改正について

第1条関係：安中市監査委員条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(職員の賠償責任の監査等) 第8条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による職員の賠償責任について市長から賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたとき、又は同条第8項の規定による賠償責任の免除に関する意見を求められたときは、当該決定又は意見を求められた日から30日以内にその決定又は意見を市長に報告しなければならない。	(職員の賠償責任の監査等) 第8条 監査委員は、<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による職員の賠償責任について市長から賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたとき、又は同条第8項の規定による賠償責任の免除に関する意見を求められたときは、当該決定又は意見を求められた日から30日以内にその決定又は意見を市長に報告しなければならない。

第2条第1号関係：安中市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

同条第2号関係：安中市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上であ	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上であ

る場合とする。

る場合とする。

同条第3号関係：安中市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

安中市事務分掌条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(部) 第1条 略 (事務分掌) 第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>企画政策部</u> (1) <u>秘書に関する事項</u> (2) <u>行政の政策立案及び企画・調整に関する事項</u> (3) <u>市の予算その他の財務に関する事項</u> (4) <u>地域振興に関する事項</u> (5) <u>広報広聴に関する事項</u> <u>総務部</u> (1) <u>市の行政一般に関する事項</u> (2) <u>統計に関する事項</u> (3) <u>職員に関する事項</u> (4) <u>危機管理、防災及び防犯に関する事項</u> (5) <u>市税に関する事項</u> (6) <u>他の所管に属さない事項</u> <u>市民環境部</u> (1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関する事項</u> (2) <u>市民生活に関する事項</u> (3) <u>市民活動に関する事項</u> (4) <u>国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項</u> (5) <u>福祉医療に関する事項</u> (6) <u>国民年金に関する事項</u> (7) <u>生活環境及び衛生に関する事項</u>	(部) 第1条 略 (事務分掌) 第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>企画政策部</u> (1) <u>秘書に関する事項</u> (2) <u>行政の政策立案及び企画・調整に関する事項</u> (3) <u>市の予算その他の財務に関する事項</u> (4) <u>地域づくりに関する事項</u> (5) <u>広報広聴に関する事項</u> (6) <u>統計に関する事項</u> <u>総務部</u> (1) <u>市の行政一般に関する事項</u> (2) <u>職員に関する事項</u> (3) <u>危機管理、防災及び防犯に関する事項</u> (4) <u>市税に関する事項</u> (5) <u>他の所管に属さない事項</u> <u>市民環境部</u> (1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関する事項</u> (2) <u>国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項</u> (3) <u>福祉医療に関する事項</u> (4) <u>国民年金に関する事項</u> (5) <u>生活環境及び衛生に関する事項</u>

(略)	(略)
-----	-----

安中市市税条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(寄附金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項)において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定	(寄附金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号)において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定

する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(省令第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下である者に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、

_____)合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の
氏名

(3)及び(4) (略)

2~4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電

する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(省令第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下である者に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る_____。)の氏名

(3)及び(4) (略)

2~4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電

磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他省令で定める事項

磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条において同じ。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。))の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、

(新設)

2 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とある

障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他省令で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に 記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する ことができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とある

のは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又

のは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋_____にあっては30万円_____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又

は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項

又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項

に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3

第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3

第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

6 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第24項第4号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

<u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) (新設) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(<u>法附則第34条の2第5項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) (新設)	<u>12</u> (略) <u>13</u> (略) <u>14</u> (略) <u>15</u> <u>法附則第15条の11第1項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(<u>法附則第34条の2第6項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) 4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するもの</u>をしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において<u>地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>
--	--

(新設)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若し

くは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

安中市都市計画税条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
附 則 (新設) (改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) <u>8</u> (略) (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>12</u> (略) <u>13</u> (略) <u>14</u> (略) (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>15</u> (略) (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) <u>16</u> (略) <u>17</u> (略) <u>18</u> (略) <u>19</u> (略)	附 則 (法附則第15条の11第1項の条例で定める割合) <u>8</u> <u>法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</u> (改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) <u>9</u> (略) (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>12</u> (略) <u>13</u> (略) <u>14</u> (略) <u>15</u> (略) (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) <u>16</u> (略) (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) <u>17</u> (略) <u>18</u> (略) <u>19</u> (略) <u>20</u> (略)

安中市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(固定資産税の課税の特例) 第2条 省令第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から<u>令和8年3月31日</u>までの間に特定業務施設整備計画に従って法第17条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を実施する同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したものについて課する当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産_____ _____ _____並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の税率は、安中市市税条例(平成18年安中市条例第58号)第62条の規定にかかわらず、最初に固定資産税を課することとなる年度(以下「開始年度」という。)以後3年度分限り、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。ただし、安中市企業誘致促進条例(平成18年安中市条例第168号)第7条第1項の規定による優遇措置の指定を受ける者又は安中市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成20年安中市条例第2号)第2条の規定による固定資産税の課税免除の適用を受ける者を除く。	(固定資産税の課税の特例) 第2条 省令第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から<u>令和10年3月31日</u>までの間に特定業務施設整備計画に従って法第17条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を実施する同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したものについて課する当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(<u>所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第3号までに掲げるものに</u>限る。))並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の税率は、安中市市税条例(平成18年安中市条例第58号)第62条の規定にかかわらず、最初に固定資産税を課することとなる年度(以下「開始年度」という。)以後3年度分限り、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。ただし、安中市企業誘致促進条例(平成18年安中市条例第168号)第7条第1項の規定による優遇措置の指定を受ける者又は安中市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成20年安中市条例第2号)第2条の規定による固定資産税の課税免除の適用を受ける者を除く。

(略)

(略)

安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 (略) 2～5 (略) (新設) 6 (略) 7 (略) (新設) (受給資格者証及び減額認定証の提示) 第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、<u>県内の医療機関等</u>において医療又は施術を受けようとするときは、電子資格確認等、資格確認書等の提示又は表示その他被保険者資格を確認できると認められる方法により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、<u>受給資格者証</u> _____を提示しなければならない。 2 (略) (福祉医療費の支給対象額) 第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、受給資格者]が医療機関等に支払うべき医療給付に係る一部負担金とする。 2及び3 (略) (福祉医療費の支給)	(定義) 第2条 (略) 2～5 (略) 6 <u>この条例において「現物給付医療機関等」とは、群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等であって市長があらかじめ認めるもの及び群馬県の区域に所在する医療機関等をいう。</u> 7 (略) 8 (略) 9 <u>この条例において「個人番号カード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</u> (受給資格者証及び減額認定証の提示) 第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、<u>現物給付医療機関等</u>において医療又は施術を受けようとするときは、電子資格確認等、資格確認書等の提示又は表示その他被保険者資格を確認できると認められる方法により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、<u>個人番号カードを用いて情報通信の技術を利用する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、又は受給資格者証を提示</u>しなければならない。 2 (略) (福祉医療費の支給対象額) 第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、受給資格者_が医療機関等に支払うべき医療給付に係る一部負担金とする。 2及び3 (略) (福祉医療費の支給)

第8条 第6条の規定に基づき受給資格者が<u>医療機関等</u>で医療又は施術を受けたときは、市長は、前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該<u>医療機関等</u>に支払うべき費用を当該受給資格者又は保護者等に代わり、当該<u>医療機関等</u>に支払うものとする。 2 前項の規定に基づく費用の支払を受けようとする<u>医療機関等</u>は、市長に請求するものとする。 3 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、内容を審査し、当該<u>医療機関等</u>へ前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該<u>医療機関等</u>に支払うべき一部負担金を支払うものとする。 4 (略) (福祉医療費の支給の特例) 第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。この場合の福祉医療費の支給対象額は、第7条第1項から第3項のとおりとする。 (1) <u>受給資格者が、県外の医療機関等において医療給付を受けたとき。</u> (2) <u>受給資格者の</u>医療給付に係る一部負担金を医療機関等に支払ったとき。 (新設) 2 前項の規定により福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請するものとする。 3 (略)	第8条 第6条の規定に基づき受給資格者が<u>現物給付医療機関等</u>で医療又は施術を受けたときは、市長は、前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該<u>現物給付医療機関等</u>に支払うべき費用を当該受給資格者又は保護者等に代わり、当該<u>現物給付医療機関等</u>に支払うことができる。 2 前項の規定に基づく費用の支払を受けようとする<u>現物給付医療機関等</u>は、市長に請求するものとする。 3 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、内容を審査し、当該<u>現物給付医療機関等</u>へ前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該<u>現物給付医療機関等</u>に支払うべき一部負担金を支払うものとする。 4 (略) (福祉医療費の支給の特例) 第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。この場合の福祉医療費の支給対象額は、第7条第1項から第3項までの規定のとおりとする。 (1) <u>受給資格者が、群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等(第2条第6項に規定する市長のあらかじめ認める現物給付医療機関等を除く。)</u>において医療又は施術を受けたとき。 (2) <u>前号に掲げるもののほか、受給資格者が医療給付に係る一部負担金を医療機関等に支払ったとき。</u> 2 <u>第7条の規定は、前項の規定による支給について準用する。この場合において、同条第1項中「支払うべき」とあるのは、「支払った」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>受給資格者又は保護者等は、第1項の規定により福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請するものとする。</u> 4 (略)
---	--

安中市印鑑条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付請求等) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。))を用いて自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を交付する機能を有するものをいう。))を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を請求し、その交付を受けることができる。	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付請求等) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u>又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。))を用いて自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を交付する機能を有するものをいう。))を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を請求し、その交付を受けることができる。

安中市市営住宅等設置条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行			改 正 案		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
市営住宅等(国庫補助分)			市営住宅等(国庫補助分)		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
田尻団地	安中市高別当368番地1	<u>6</u>	田尻団地	安中市高別当368番地1	<u>4</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
雲雀団地	安中市原市1623番地	<u>15</u>	雲雀団地	安中市原市1623番地	<u>12</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
市営住宅等(簡易住宅分)			市営住宅等(簡易住宅分)		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市営住宅等合計		<u>1,075</u>	市営住宅等合計		<u>1,070</u>
(略)			(略)		

安中市立碓氷病院使用料及び手数料条例の一部改正について

新旧対照表 (下線部は改正箇所)

現 行			改 正 案		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
区分		金額	区分		金額
特別病室	1人室A(一般病棟)	1日につき <u>4,400円</u>	特別病室	1人室A(一般病棟)	1日につき <u>5,500円</u>
	1人室B(一般病棟)	1日につき <u>3,300円</u>		1人室B(一般病棟)	1日につき <u>4,400円</u>
	1人室(療養病棟)	1日につき <u>2,200円</u>		1人室(療養病棟)	1日につき <u>3,300円</u>
往診車		1キロメートルまで 550円 以後1キロメートルごとに220円を追加	往診車		1キロメートルまで 550円 以後1キロメートルごとに220円を追加
備考 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。			備考 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。		

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案				
別表	別表				
<table><tr><th>共同設置する団体</th></tr><tr><td><u>沼田市 館林市</u> 渋川市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 <u>神流町</u> 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 <u>みなかみ町</u> 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 <u>邑楽館林医療企業団</u> 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 <u>富岡地域医療企業団</u> 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町清掃斎場組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合</td></tr></table>	共同設置する団体	<u>沼田市 館林市</u> 渋川市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 <u>神流町</u> 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 <u>みなかみ町</u> 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 <u>邑楽館林医療企業団</u> 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 <u>富岡地域医療企業団</u> 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町清掃斎場組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合	<table><tr><th>共同設置する団体</th></tr><tr><td><u>伊勢崎市 沼田市 館林市</u> 渋川市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 <u>神流町 下仁田町</u> 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 <u>みなかみ町</u> 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 <u>邑楽館林医療企業団 甘楽西部環境衛生施設組合</u> 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 <u>富岡地域医療企業団 下仁田南牧医療事務組合</u> 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町清掃斎場組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合</td></tr></table>	共同設置する団体	<u>伊勢崎市 沼田市 館林市</u> 渋川市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 <u>神流町 下仁田町</u> 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 <u>みなかみ町</u> 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 <u>邑楽館林医療企業団 甘楽西部環境衛生施設組合</u> 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 <u>富岡地域医療企業団 下仁田南牧医療事務組合</u> 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町清掃斎場組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合
共同設置する団体					
<u>沼田市 館林市</u> 渋川市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 <u>神流町</u> 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 <u>みなかみ町</u> 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 <u>邑楽館林医療企業団</u> 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 <u>富岡地域医療企業団</u> 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町清掃斎場組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合					
共同設置する団体					
<u>伊勢崎市 沼田市 館林市</u> 渋川市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 <u>神流町 下仁田町</u> 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 <u>みなかみ町</u> 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 <u>邑楽館林医療企業団 甘楽西部環境衛生施設組合</u> 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 <u>富岡地域医療企業団 下仁田南牧医療事務組合</u> 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町清掃斎場組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合					